

広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 目的

広島市立安佐市民病院の建替えにあたり、平成24年度に策定した「広島市立安佐市民病院建替えに係る基本構想」及び策定予定の地域医療構想等を踏まえ、基本計画の策定を行うものである。

(3) 業務内容

「広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務基本仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結の日から270日間とする。

(5) 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

2 委託経費の提案見積上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 担当課

〒730-0037

広島市中区中町8番18号

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局施設整備課（以下「施設整備課」という。）

TEL 082-569-7839

FAX 082-569-7835

電子メール hirokikou-honbu@hcho.jp

4 全体スケジュール

- ・ 公示日 平成27年10月 9日（金）
- ・ 質問受付期限 平成27年10月22日（木）
- ・ 参加申込期限 平成27年11月 6日（金）
- ・ 企画提案書提出期限 平成27年11月18日（水）
- ・ プレゼンテーション 平成27年11月24日（火）（予備日 平成27年11月25日（水））
- ・ 審査結果通知 平成27年12月上旬（予定）

5 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式3）、添付資料「事業者の概要に関する資料」（既存資料・カタログ可。）

ウ 広島市税の納税証明書（写しでも可。）

「平成〇〇年〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が参加表明書提出日3か月前の日以降のものに限る。）

※広島市への納税義務のないものにあつては、その旨の申立書（別紙）を添付すること。

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可。）
※「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか。）の写し。〔電子納税証明書は不可。〕（証明年月日が参加表明書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）

オ 基本構想又は基本計画の受託実績を証する書類（受託した業務の契約書及び仕様書の写し。）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

公示日から平成27年11月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。（必着）

(4) 提出場所

施設整備課（上記3に同じ。）

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6 質問の受付及び回答

(1) この実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から平成27年10月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。（必着）

イ 提出書類及び方法

質問書（様式2）を施設整備課（上記3に同じ。）に電子メール又はFAXで提出すること。なお、送信後到達を電話確認すること。また、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、病院機構ホームページ（<http://www.hcho.jp/>）へ掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書の表紙（様式4）に、次の書類を添付し提出すること。

提案者名（商号又は名称、代表者職・氏名）の記載と押印は正本の表紙のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。

また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

ア 業務実績（様式5）

イ 業務実施体制（様式6-1～様式6-5）

ウ 企画提案力（様式7-1～様式7-9）

エ 支援業務の内容（様式8）

オ 見積書（様式9）

カ 提出にあたっては、指定様式を使用する。（ページ数の制限は設けない。）

なお、様式6-1、様式6-5、様式7-1～様式7-9及び様式8については、指定様式以外に記載してもよいが、A3版を使用する場合はA4版の大きさを3ツ折にすること。

また、A4版縦、横書き、左綴じとする。

キ 文字は注記等を除き、原則として10ポイント以上の大きさとする。

ク 提案は、考え方を文書で簡潔に記述することとし、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

ケ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

- (2) 提出部数
正本1部、副本11部を提出すること。
- (3) 提出期間
参加表明書を提出した日から平成27年11月18日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を
除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。(必着)
- (4) 提出場所
施設整備課(上記3に同じ。)
- (5) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

8 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務プロポーザル審査
委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。
- (2) 審査委員の氏名及び職名は、非公表とする。
- (3) 審査基準
別紙「提案を求める事項・審査基準」のとおり。
- (4) プレゼンテーションの日程等
 - ア 平成27年11月24日(火)[予備日は、平成27年11月25日(水)]に、提案者によ
るプレゼンテーションを行う時間を設ける。なお、プレゼンテーションは、提出した企画提案
書のみで行うこととし、資料の追加配布や差し替えは、一切認めない。ただし、口頭による軽
微な訂正は可能とする。
 - イ プレゼンテーションの出席者は、4名以下とし、業務責任者と業務従事者(様式6-2に掲
げる者)に限る。
 - ウ なお、業務責任者、業務従事者は死亡、退職等のやむを得ない事情がない限り、変更を認め
ない。
 - エ プレゼンテーションは、非公開とする。
 - オ プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、別途通知する。
- (5) 受託候補者の選定
 - ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを受託候補者として選定する。
 - イ 審査委員の平均得点が、240点を下回る提案については、失格とする。
 - ウ 得点の総計が最も高い提案をした者が2人以上いる場合には、次の順序で受託候補者を選定
する。
 - (ア) 各提案者の「企画提案に対する評価点(委託経費の見積に係る評価点を除く。)」を比較し、
その評価点の高い者。
 - (イ) 上記(ア)の評価点と同点の場合は、くじにより決定する。

9 審査結果の通知

審査結果は、平成27年12月上旬以降において、すべての提案者に参加表明書に記載された連
絡先へ電子メールにより通知する。

10 契約の方法

- (1) 最優秀提案者として選定された受託候補者を随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者
との協議が整った場合は、契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、
次点者を交渉権者とする。
- (2) 別紙「広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務基本仕様書」は、本業務の最低要
求水準を示したものであり、契約書には、提出された企画提案書を添付する。

- (3) 優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しないときは、契約予定額の100分の5に相当する額を損害賠償金として病院機構に支払わなければならない。また、病院機構は、契約を締結しない優先交渉権者を病院機構における入札に参加させない措置を講じる。
- (4) 契約締結日までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。詳細は、「契約保証金の納付等について」を参照のこと。

11 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。なお、参加表明書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書を受理しない。
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は提出期限後においては、差替え、再提出ができない。参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正の行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (6) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。
- (7) 本業務の受託者（資本面又は人事面において関連のある者（※）を含む。）及び下請会社は、以降発注予定の基本設計、実施設計の受託者となることができない。

※ 「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。